

今回のテーマ：パワハラ防止法が施行される？！

Q. パワーハラスメントに関する法律ができたと聞きました。一体、どのような内容なのでしょう？

A. 昨年、労働施策総合推進法の改正が行われ、いわゆるパワハラ防止法が施行されます。施行時期は、6月1日よりまずは、大企業から施行される予定です。中小企業に関しては当面、努力義務とされ再来年4月から導入される見通しです。

セクシャルハラスメントやマタニティーハラスメントと違い、パワーハラスメントに関しては、今まで法律が存在しませんでした。ただ、企業の喫緊の課題としてパワーハラスメント問題は、非常に件数が増加している傾向にはありました

今回、パワーハラスメントが定義づけられました。具体的にはパワーハラスメントの定義を「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されること」としました。この定義は従来からのパワーハラスメントの定義を引き継いだものといえます。

また、今回の法律改正により、パワーハラスメント防止のために必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。具体的には指針で定められた内容を行っていくこととなりますが、中小企業においても早めにパワーハラスメント問題への対応準備を進められることを強くお勧めいたします。

中小企業での施行は、再来年から本格始動！

.....

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP <http://www.office-kojitani.com/>



.....

執筆者プロフィール
滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。
日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！